

(仮称)利根町自治基本条例 男女共同参画について(素案)

(男女共同参画の推進)

第〇条 町民及び町は、男女共同参画社会の実現のため、町民及び町が一体となった男女共同参画の取組を推進します。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策について、町民の理解が深まるよう啓発活動を行います。

3 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。